

脱炭素経営に関する 補助金のご案内です

久留米市内の事業者の皆さまの
脱炭素経営につながる取組を支援します

省エネしたい

取引先の要請に
対応したい

社屋を
改修したい

エコアクション21
登録料

上限 **10** 万円

ZEBプランナー
相談料など

上限 **6** 万円

省エネ診断
自己負担分

上限 **1.7** 万円

[詳細は裏面へ](#)

【申込先】 久留米市環境部環境政策課(久留米市荘島町375)
電話:0942-30-9146 FAX:0942-30-9715
メール:kansei@city.kurume.lg.jp

□ 補助対象者

下記の3つの要件及び事業ごとの要件をすべて満たしていること

1. 久留米市内に本店または事業所を有する事業者
2. 久留米市環境共生都市づくり協定を締結していること
3. 市税の滞納がないこと

その他、事業ごとに要件があります。

詳細はHPまたは環境政策課にお問い合わせください。

□ 事業ごとの補助率や申請時期

| | エコアクション21 | ZEB化サポート | 省エネ診断 |
|------------|----------------------|------------------------------------|-----------------------------------|
| 補助対象経費 | エコアクション21の 認証・登録料 | ZEB化を検討する際に ZEBプランナーに相談する 費用 | 省エネルギー診断に 要する費用の自己負担に 要する費用 |
| 補助率 上限額 | 1/2 100千円 | 3/4 60千円 | 3/4 17千円 |
| 申請時期 | 認証取得後 | ZEBプランナーとの 契約前 | 診断実施後 |
| 申請期間 | 認証取得後 1年以内 | 事業実施年度内 (実績報告まで完了する ことが必要) | 診断実施の年度 |

□ 申請様式はこちら（市HPへのリンク）



検索

久留米市 脱炭素経営推進事業

□ 各事業の詳細はこちら

エコアクション21



ZEB



省エネ診断



【申込先】 久留米市環境部環境政策課(久留米市荘島町375)

電話:0942-30-9146 FAX:0942-30-9715

メール:kansei@city.kurume.lg.jp